三重県バドミントン協会会則（案）

第一章　総則

（名　称）

第１条　　この協会は、三重県バドミントン協会（以下「本会」という。）と称する。

（事務局）

第２条　　本会の事務局は、四日市市菅生町２３８暁高等学校内　山本泰生　に置く。

（目　的）

第３条　　本会は、三重県内におけるアマチュアバドミントン競技の健全な普及発展を図ることを目的とする。

（事　業）

第４条　　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一、日本バドミントン協会および関係諸機関並びに関係諸団体との連携

二、各種競技会及び各種講習会の開催

三、対外競技会への選手及び役員の派遣

四、バドミントン競技に関する調査研究及び印刷物の配布等

五、指導者の養成

六、その他本会の目的を達成するために必要な事業

第二章　組織

（組　織）

第５条　　本会は、三重県内におけるアマチュアバドミントン競技の次の団体及び個人をもって組織する。

一、本会の小学生連盟

二、本会の中学校連盟

三、本会の高等学校連盟（高等専門学校を含む）

四、本会の大学連盟

五、本会の教職員連盟

六、本会の実業団連盟

七、本会の社会人クラブ連盟

八、本会のレディース連盟

九、本会の各地区支部

十、三重県内のバドミントン競技同好団体及び個人

第三章

（議決機関）

第６条　　本会に次の機関を置く。

一、総会
二、理事会

（総　会）

第７条　　総会は本会の最高決議機関であり、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、評議員、監事、事務局長及び事務局次長をもって構成する。

２．総会は毎年１回会長が招集し開催する。但し、理事会が開催の要求を行ったとき、もしくは、会長が必要と認めたとき、臨時に開催することができる。

３．総会の決議事項は次のとおりとする。

一、本会の事業報告及び決算報告の承認
二、本会の事業計画及び予算案の審議
三、本会規約の改廃
四、本会役員の選出
五、登録料の決定
六、その他重要事項

（理事会）

第８条　　理事会は総会に次ぐ決議機関であり、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、事務局長及び事務局次長をもって構成する。

２．理事会は会長が必要と認めたとき、招集し開催する。

３．理事会の決議事項は次のとおりとする。

一、総会の決議事項の運営に関する審議
二、その他必要な事項

（議決）

第９条　　本会の議決事項はすべて構成人員の過半数の出席により、出席者の過半数をもって成立する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。但し、すべての議決機関は委任状の提出をもって出席とみなす。

（執行機関）

第１０条　本会に次の執行機関を置く。

一、常任理事会
二、各専門委員会
三、特別委員会

（常任理事会）

第１１条　常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、事務局長、事務局次長及び専門委員会委員長をもって構成する。

２．常任理事会は、会長が必要と認めたとき招集し開催する。

（各専門委員会）

第１２条　会の実務を処理するため、次の専門委員会を置く。

一、総務委員会
二、指導委員会
三、審判委員会
四、競技委員会

２．各委員会はそれぞれの委員を持って構成する。

３．各専門委員会はそれぞれの委員長が必要と認めたとき、召集し開催する。

（特別委員会）

第１３条　本会の運営について、会長が特に必要と認めたとき、特別委員会を設置することができる。

２．特別委員会は理事長、副理事長、事務局長、事務局次長及び特別委員をもって構成する。

３．特別委員会はその委員長が必要と認めたとき、召集し開催する。

４．特別委員会の執務事項は常任委員会へ報告する。

第四章　役員・顧問及び参与

（役員）

第１４条　本会に次の役員を置く。

一、会長１名

二、副会長若干名

三、理事長１名

四、副理事長２名

五、常任理事若干名

六、理事若干名

七、評議員若干名

八、監事２名

九、事務局長１名

十、事務局次長若干名

十一、専門委員各若干名

（顧問及び参与）

第１５条　本会に次の顧問及び参与を置く。

一、顧問若干名

二、参与若干名

（役員及び参与の任務）

第１６条　本会の役員・顧問及び参与の任務は、次のとおりとする。

一、会長は会務を総理し、機関を招集し、本会を代表する。

二、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

三、理事長は会長の指示を受け、常任理事会及び理事会を統轄し、事務局長並びに各専門委員会へ指示を行う。また特別委員会を設置したとき、その委員長となる。

四、副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、これを代行する。

五、常任理事は理事長の指示を受け、会務を処理する。

六、常任理事会は次の事項を執行する。

ア、総会及び理事会の議決事項

イ、総会の提出議案の作成

ウ、理事長及び副理事長の互選
エ、事務局長及び事務局次長の承認
オ、専門委員の承認
カ、その他必要事項

七、理事は理事長の指示を受け、会務を処理する。

八、評議員は総会へ出席する。

九、監事は本会の会計を監査し、その結果を総会へ報告する。

十、事務局長は理事長の指示を受け、本会運営の企画、立案及び記録を行う。

十一、事務局次長は事務局長を補佐し、会計を担当する。

十二、専門委員はそれぞれの委員会に属し、理事長の指示を受け、委員会の実務を処理する。

ア、総務委員会
①各種競技会及び各種講習会の文書の発送、収受及び会計を処理する。
②その他、他の委員会に属さない実務を処理する。

イ、指導委員会
①強化合宿の企画、立案及び運営を行う。
②指導者講習会の企画、立案及び運営を行う。
③学校、地域社会、職域からの要請があれば指導者の派遣をする。
④その他、競技力向上の指導と普及に関することを行う。

ウ、審判委員会
①１各種競技会に審判及び線審を派遣する。
②審判員の育成を行う。
③審判員の名簿を作成し、保管する。
④その他、審判技術の向上と指導に関することを行う。

エ、競技委員会
①各種競技会の年間計画の作成を行う。
②各種競技会の組合せ、会場設営、運営を行う。
③対外競技会へ派遣する選手を選考し、常任理事会へ報告する。
④各種目のランキングを、その年度の終わりに発表する。
⑤その他競技に関することを行う。

十三、顧問は、会長の諮問に応ずる。

十四、参与は、理事長の諮問に応ずる。

（役員、顧問及び参与の選出）

第１７条　会長、副会長及び監事は総会において、選出する。

２．理事長及び副理事長は常任委員会において、互選する。

３．常任理事、理事及び評議員は、各連盟から選出する。また、常任理事については会長が委嘱するものを加える。

４．評議員は所属団体から、本会への選手登録数１００名につき、原則として１名（小数点以下切上げ）を選出する。

５．事務局長、事務局次長は常任理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

６．専門委員はそれぞれの分野から有識者を理事長が推薦し、常任委員会の承認を得て会長が委嘱する。

７．特別委員は必要に応じて、会長が委嘱する。

８．顧問は本会の会長を辞任した者を会長が委嘱する。

９．参与は本会に業績があった者を常任理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

（役員、顧問及び参与の任期）

第１８条　役員、顧問及び参与の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

２．役員に欠員を生じたときは、すみやかに補充する。その任期は、前任者の残余期間とする。

第五章　財務

（収入及び支出）

第１９条　本会の経費は、選手登録料、補助金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもって、これにあてる。

（選手登録料）

第２０条　本会の選手登録料は、毎年総会において決定する。

（選手登録料以外の収入）

第２１条　本会の選手登録料以外の寄付金及び事業収入は、常任理事会の承認を得て、会長がこれを決める。

（予算編成）

第２２条　本会の予算編成は、毎会計年度の開始前に常任理事会で編成し、総会へ提出する。

（決算報告）

第２３条　本会の決算報告は、毎会計年度の終了後常任理事会で編成し、監事の監査結果を添えて提出する。

（会計年度）

第２４条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日をもって終了する。

最終改正 2017 年 4 月 23 日